

# NO! セクシュアル・ハラスメント

発行：職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会  
連絡先：女性協同法律事務所

〒810 福岡市中央区天神1丁目3番39号 福岡借成ビル 6F  
TEL 092-751-8222 FAX 092-751-8200

年会費：個人 三千円 団体 六千円 振込先：郵便振替 福岡 7-60420

## 福岡セクシュアル・ハラスメント裁判 全面勝訴。確定！

一九九二年四月一六日午前一〇時、緊張感みなぎる福岡地方裁判所三〇一号法廷に川本裁判長の静かな声が響きました。

「主文。被告及び被告会社は、原告に対し、連帯して金一六五万円：：を支払え。」

勝った！よかった！主文だけの読み上げで、どの程度主張が通ったのかわからないけれども、どんな判決が出るか全く予想ができなかっただけに、目を潤ませている人が何人もいました。

勝訴は、原告、弁護士、支援する会、全国の女たちによってもたらされたものだと思えます。

この裁判は、働く女性の労働権と人権の問題として訴えたのですが、あくまでも原告の身の上起きたことが争点となります。弁護士会議で、法廷で、自分のことをつぶさに明かしていく過程には相当の苦しさがあったでしょう。にもかかわらず、毅然として裁判に向かっていた原告の意志の強さが、裁判をここまでもっていったと思います。また、証明しにくいと言われる、セクシュアル・ハラスメントの事実を、

一五のうち一二が認められるところまで証明してみせた弁護士にも感嘆しました。そして、現行の法律でどう裁くべきか、明快な理論を構築した、二人の法学者の鑑定書も大きな力を発揮したと思います。

さらには、支援する会約三七〇人会員たちの熱意が「全国の女性たちが自分に関わることとして注目していること、これからの社会に重要な裁判であること」を裁判所に理解させたと思います。セクシュアル・ハラスメントに限らず、女たちの性差別に対する具体的な活動一つ一つが社会を変えつつあることの反映でもあると思えます。

私たちが主張していた「社会通念で判断してはいけない。その常識をこそ問うている」ということをしっかり受け止めてくれた川本判決を高く評価します。そしてこれが福岡で留まることなく、全国の働く女性の状況を変える第一歩になってほしいと思います。その目的で、わかりにくいと言われた私たちの裁判の全容を本にまとめて出版します。タイトルは「職場の『常識』が変わる」六月末出版の予定です。ご期待下さい。

# 赤いカーネーションに感謝を込めて

A子

「私達女性には性的対象物として働いているのではない!と声を出します。女性の基本的尊厳を無視するな!と石を投げます」この声明文を出してから今日までに3年ちかい月日が経ちました。

「男性上司より仕事をやるから」とセクシュアル・ハラスメントを受け、「男を立てなかったから」と退職を強要され、割り切れない思いを抱いた日々。屈辱感と怒り、そして恐怖感で混乱しながら提訴を決意した時。日本初のセクシュアル・ハラスメント裁判の原告として好奇の目を向けられることもたびたびでした。判決の瞬間、喜びが全身に走ると同時に痛みも体中を襲いました。

その痛みは私自身でも無意識のうちに耐えてきた2年8カ月の闘いをもたらしたプレッシャーそのものと言えるでしょう。女性が「性の問題」を表に出して世に問う時、必ず揶揄されたり個人の私生活を取りざたされたりします。特に問題提起した方に「問題」があるかのごとく言われ、こちらが問おうとしていることがすり替えられることが多々あります。この裁判もセクシュアル・ハラスメントの定義が広く

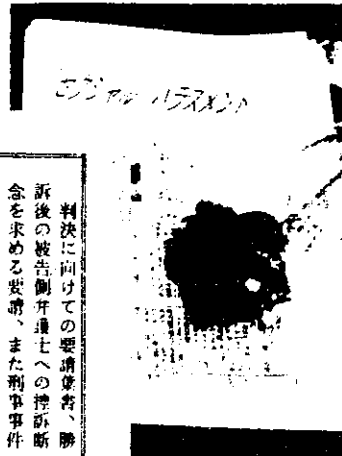
認識されていない時に起こしたものであっただけに、原告である私自身もさまざまな外野席の声を聞き苦笑したり腹を立てたり。心ない一部の週刊誌に心身ともに痛めつけられたこともありました。それでも最後まで裁判をやっけて来られたのはひとえに弁護士、支援する会、そして全国の思いを同じくする皆様のおかげでした。

特に私が法廷でのセクシュアル・ハラスメントに遭い、耐え難い屈辱と怒りに身を裂かれた時、叱咤と共に励まし慰めて下さった方が何と多かったことでしょうか。女性にとつて性的屈辱感や恐怖感はややく拭い去れるものでなく、それを更に法廷という公的な場所であられるのは耐えるだけでも多大なエネルギーを要します。また、裁判が終わってもなお個人攻撃的な記事が出たことは、悔しさを越えたものがありました。

しかし、こうして画期的な判決を得ることができ、数多くの女性が職場での性の尊厳を声に出すことができる状況になったと自負しています。思えば私が三年前にあげた声は、力まなければ出せない声でした。投げようとした石も最初はどこに投げてよいのか分からない状態でした。けれども裁判係争中に全国各地でセクシュアル・ハラスメント裁判が提訴されたのは何より心強い励ましとなりました。確実に声が大

きくなっていく、投げた石の波紋が広がって行く、その手応えの確かさに「やはり私が起こしたことは間違っていないかった」と逆に確信したものです。

判決当日、傍聴に来て下さった方々一人一人に感謝の気持ちを含めた赤いカーネーションをお渡ししました。そのカーネーションは全国の皆様への感謝の印でもあります。出来ればこの会報を読んで下さった方一人一人に手渡したい。本当には全国で裁判闘争で頑張っている仲間の皆様に支援させて頂きます。とても有意義な月日を私は皆様と共に過ごさせていただいたことを重ねて感謝します。



判決に向けての要請書、勝訴後の被告側弁護士への控訴断念を求める要請、また刑事事件については喚問書と様々な形で、皆様にご協力頂きましたこと、あらためて感謝致します。  
なおその後A子さんの刑事事件については、略式裁判で終結しました。

# 勝利判決

私達がかち  
とったものは

弁護団 原田直子

裁判の経過や感想は抜きにして、判決の内容の解説です。

一、まず民事裁判一般から言いますと、裁判とは、当事者が求めた請求（例えば金〇〇円支払えとか家を明け渡せ等）に対し、裁判所がその請求に理由があるか否かを判断するものです。そして、理由があるか否かの判断の材料も当事者の述べた主張と当事者の提出した証拠によります。ですから、裁判所の判断は当事者の請求に拘束されるのです。

判決は、主文、事実（当事者の求めた裁判、当事者の主張）、理由からなります。

主文とは裁判所の出した結論。当事者の求めたものについての判断ですから、お金を払えといっているのに家を明け渡せとは言いませんし、金額も原告が求めた以上の額を払えとは言いません。

事実のところでは、当事者が裁判で何を求めたかを明らかにしています。そのうえで裁判所がどういう理由で主文に述べた結論に到達したかを示しているのが理由です。

では、今回の判決の内容を具体的にみてみましょう。

## 二、主文

判決の結論ともいうべきところで

被告である編集長と会社が連帯して一六五万円を支払うよう命じています。

「連帯」としてというのは双方が同じように責任を持つという意味で、両者合わせて一六五万円払えば責任を果たすことになりませんが、原告から請求するときはどちらか一方に一六五万円請求しても良い関係です。

一六五万円の内訳は、一五〇万円が原告に対する慰謝料一五万円が弁護士費用です。私たちが裁判を起こしたときの訴状では慰謝料として三〇〇万円、弁護士費用として六七万円を請求しました。慰謝料としては半分を認めただけです。請求額からすると半分というのはいかがかと思いますが、日本の裁判における慰謝料の「相場」（かなり低い）からすれば、低過ぎるはいえないでしょう。判決文の理由の

中でも、「本件の権利侵害が女性としての尊厳や性的平等につながる人格権に関わるもので、原告の被った精神的苦痛は相当なもの」と評価していますが、金額からみても原告と被告編集者の「個人的私闘」としてではなく性差別であることを認めているものです。但し、減額事由として原告の対応にも問題があったように指摘していますが、編集長からの攻撃に対する女性側の防衛的反撃をすべてこのように評価されるのであれば不当なもので、現実に対する理解を十分させきれなかった、今後の課題となります。

## 三、事実

ここでは原告被告の両当事者が裁判でどの様なことを主張したのかが整理されています。ほぼ、原告・被告の最終準備書面の引用です。

あまり意味がないように思われるかもしれませんが、一で述べたように民事裁判は当事者が主張したことについて理由があるか否かを裁判所が判断するものですから、裁判所が当事者の主張を正しく理解しているのかが重要です。ですから、ここで裁判所はこのように貴方達のいうことを理解していますよといっているのです。

## 四、理由

裁判所が主文で述べた結論に至る理

由を述べますが、これは四つの部分から構成されます。

一つは事実関係です。原告の被告会社での立場、編集長との関係、編集長の言動など、原告と被告の主張する事実には大きな食い違いがあります。そこで、証拠を引きながら、裁判所はどのような事実だったと認定したかを述べています。ここではほぼ原告の主張した事実関係を認めています。

被告編集長の嫌がらせについては、原告は一五の事実を主張していました。が、証人や証言書などで補強されるか、編集長の他の言動から推認できるか、一二の事実を認めました。原告が法廷で証言しただけのものは採用しなかつた点は手堅く事実認定したといえるでしょう（被告側からすれば控訴審でひっくり返しにくい）。また、通常このような嫌がらせは他人のいない場所で行なわれたり、会社との関係では同僚の協力を得ることが困難な場合も多いと考えられる。この点からすると、編集長が法廷で述べた女性観やその他の言動から推認するという方法で事実を認められたことは今後の訴訟に有益なものとして評価できます。二つめは、被告編集長の責任について法律的に述べています。右の事実を法律的にどう評価するかということですが、

一般論として判決は、「被告編集長が、被告会社の職場又は被告会社の社外ではあるが職務に関連する場において、原告又は職場の関係者に対し、原告の個人的な性生活や性行を窺わせる事項について発言を行い、その結果、原告を職場にいづらくさせる状況を作り出し、しかも、右状況の出現について意図していたか、又は少なくとも予見していた場合には、それは、原告の人格を損なうてその感情を害し、原告にとつて働きやすい職場環境のなかで働く利益を害するもの」としています。

その上で、編集長の行動は「異性関係等の原告の個人的生活をめぐるもので、働く女性としての原告の評価を低下させる行為であり、その名譽感情その他の人格権を害するもの」と評価しています。さらに、被告編集長の行為の違法性の根拠として「現代社会の中における働く女性の地位や職場管理層を占める男性の間での女性観等に鑑みれば、本件においては、原告の異性関係を中心とした私生活に関する非難等が対立関係の解決や相手型放逐の手段ないしは方途として用いられたこと」をあげて不法行為としていることは積極的に評価できるでしょう。三つめは会社の責任です。

会社の責任の根拠のうちの一つは、被告編集長の責任を認めた当然の結果として、そのような人を雇っているものとしての会社の責任です。例えばセールスマンが客を騙して損害を与えたとき、会社も被害者に対して賠償責任を負うのと同じ理屈で、人を使って利益を上げているものは与えた損害についても責任を負うというものです。重要なのは最終的に原告を退職に追い込んだ専務の行為に不法行為性を認め、やはりその使用者としての会社の責任を認めたことです。

つまり判決は、「使用者は、被用者との関係においては会社通念上伴う義務として、被用者が労務に服する過程で生命及び健康を害しないよう職場環境等につき配慮すべき注意義務を負うが、そのほかにも、労務遂行に関連して被用者の人格的尊厳を犯しその労務提供に重大な支障を来す事由が発生することを防ぎ、又はこれに適切に対処して、職場が被用者にとって働きやすい環境を保つよう注意する義務もある」と解される」とのべています。これまでも使用者は安全配慮義務といつても、労災にあわない職場環境を整える義務を課せられていましたが、生命や健康のみならず、人間的尊厳を侵されずに働く環境を保つ義務を認めたところに

大きな義務があります。判決では言葉こそ使っていませんがそれまでの安全配慮義務の枠を少し広げた職場環境調整義務ともいえるべき義務です。

そして、専務は被告会社の実質的な最高責任者の地位にあった者として、職場環境を良好に調整すべき義務があったのに、「専務らは、原告の退職をもってよしとし、これによって問題の解決を図る心情を持ってこの処理に臨んだものと推察され」、これは、「職場環境を調整するよう配慮する義務を怠り、また、憲法や関係法令上雇用関係において男女を平等に取り扱うべきであるにもかかわらず、主として女性である原告の譲歩、犠牲において職場環境を調整しようとした」一点が違法であるとしています。

現在の職場の実状は「男をたてる」ことが当たり前のこととして求められています。しかし判決は、そのような職場環境は男女平等に反し女性の人格的尊厳を侵すものとしているわけで、使用者は根本から発想の転換を求められているわけです。セクシャル・ハラメントという言葉こそ使っていませんが、内容は私たちが求めた性差別として違法の評価をしているのです。そして最後の四つめは損害について

主文のところでも述べましたが、女性としての尊厳や性的平等につながる人格権を侵害されたものと認めたことが大きく評価されます。又その前提として、「働く女性にとって男性関係や性的関係をめぐる私生活上の性行についての噂や悪評を流布されることは、その職場において異端視され、精神的負担となり、心情の不安定ひいては勤労意欲の低下をもたらし、果ては職を失うに至る結果を招来させる」と、女性にのみ厳しい性的モラルの存在や、その中で働く女性の状況に理解を示す内容です。

まとめてみますと、  
1、被告編集長の言動を異性関係等の原告の個人的性生活をめぐらるもので働く女性の評価を低下させる行為と評価したこと。

2、使用者に人格的尊厳を侵されずに労働者が働けるよう職場環境を保持する義務を認め、女性の譲歩と犠牲によって職場環境を調整することは男女平等に反するとして会社の責任を認めたこと。

3、1、2のような扱いを受けた原告が侵害された利益を、女性としての尊厳と性的平等につながる人格権に関わるとして、性差別であることを認めたこと。

として評価できると思いますが。

但し、裁判の過程で原告の私生活をさらに暴くような被告の立証について、私たちはこれは裁判には関係の無いことであり、新たなセクシャル・ハラメントだから証拠から排除するよう求めました。林先生の鑑定書でも、アメリカの例をひいて書いて頂きましたが、裁判所は「本件と密接に関連するもので、裁判所が適切に証拠の評価をすることによって」原告の懸念は補い得るとのべ、証拠の排除をさせませんでした。現在の民事裁判では当事者が出した証拠が排除されることはほとんどなく、隠し取りの写真など、入手方法に問題があるようなものでさえ認められる場合が多いのです。この点からすると、予想された結論ではありま

す。しかし、例えば原告がよく酒を飲み、夜遅く帰ることが多いということが、本件にどのような関係するかを考えると、そのような女性は性的風評をたてられても傷つかないとか、本当のことを言っても何が悪いということになりかねません。原告のプライバシーという点からも問題です。裁判所での当事者の表示や報道を匿名で通したことがとあわせて、そもそもあのような証言や証拠を裁判所に出させない関心と工夫がこれからの課題です。

## 鑑定書を書き書いて

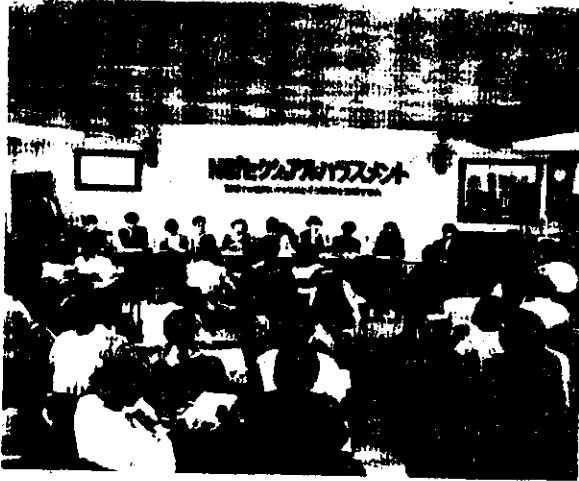
―判決報告集会での談話(要約)―

福岡大学法学部教授

林 弘子

私は、弁護士から頼まれて今回鑑定意見書を裁判所に提出しました。実は去年の暮れから肺炎になり、ひどい咳と熱に悩まされながらも、一週間か10日で書き上げました。確かに一週間か10日で書き上げましたけれども、今までずっと海外でセクシュアル・ハラスメントを調査をしたり、セクシュアル・ハラスメントの先進国であるアメリカとかいろんな国でこういったセクシュアル・ハラスメントの裁判に実際に関わって来て具体的にその裁判を動かして来た人達、勝訴判決をもたらした人達、そういう人達にたくさんインタビューをしたり、その人達のご厚意で忙しい時間を割いていただいて資料を送っていただいたり、そういうことが私のセクシュアル・ハラスメント全体に対する勉強の前提としてあった訳です。つまり予備段階の準備は非常に時間と労力がかかっているということ、

さらに各国の弁護士や大学の教授、行政機関の人や労働組合の役員等の人々の協力に支えられて今日の判決があるということを知ってほしいと思います。私は鑑定書を書き上げたとき、この鑑定書を裁判官が受け入れてくれれば勝つと思いました。昨夜この鑑定書を見直していたら、書き上げたときに、『勝てるぞ』と思った感覚が戻ってきて、今日は良い方向に行くんじゃないかなあと思っていました。そして実際に思ってたとおりの判決が出たので非常に嬉しかったです。



セクシュアル・ハラスメントの国際的な定義というのは一つにはいわゆる性的にいろんな噂を振りまいたり、体を触ったり、ボルノ関係の写真を貼ったり、女性が働きにくい職場環境にする、これが環境型セクシュアル・ハラスメントといわれるものです。環境型の場合はけっこうガマンして働いている人が多いと思うんです。これに対して代償型は、結局会社を辞めるなどの経済的不利益をこうむります。したがって、代償型の方が違法性が強いんです。

今回の事件は、噂を流すという環境型ですが、原告が会社を辞めている、これは自分で退職をした形になっていますが、実質的な解雇であり、結果的には代償型のセクシュアル・ハラスメント事件であると強く主張しました。

このために、不当労働行為に関する事件の判例を鑑定書に入れました。不当労働行為では労働組合の活動家を嫌って、使用者がいろいろ差別するわけですが、この事件は、組合の執行委員長が他の会社に勤める女子事務員に営業状況を問い合わせた後に、彼女が辞めたことを利用してその活動家を辞めさせたもので、本人が退職願を出していたけれども事実上解雇と認める判決が出されました。それをそのままこの事件にも適用しました。

これは実質的に解雇であり、だから環境型から出発しているけれども、結果的には代償型のセクシュアル・ハラスメント事件であると理論構成しました。この擬制解雇の理論がきちんと受けとめられています。

しかも今日の判決で非常に感動したのは、私が本当に言いたかったこと、つまり人間は働くことによって成長も、人間として充実した人生を送るという側面も絶対に否定できない。それがこのように不当に解雇されたことによって労働者として自分を成長させていく機会を奪われたんだということが裁判所に認められたことです。

一方、加害者の男性は、編集者にはあまり向かないタイプの人間と専務がはっきり証言しています。そういう人物を編集長に据えたことがトラブルの発端であつたろうと思うわけで、そういう人を編集長として選んだことに過失があるんだということを強調しました。併せて、男性は半人前であつても一人前の男に仕立てるために軽い制裁ですむのに、女性は有能であるけれども職場から追放される、これは全く不合理だと裁判官を説得する気持ちで力を込めて主張しました。それも一応認められたと思います。

私は、近い将来必ずセクシュアル・ハラスメントという一つの法概念が日

本でも定着すると思えますが、外国に比べて日本政府の対応は10年遅れています。今、労働省が調査を行っていますが、セクシュアル・ハラスメントという名前を付けると予算がおりないというので、『男女間のコミュニケーション・ギャップ』の研究としてい

るんです。これほどセクシュアル・ハラスメントという言葉がまだ敬遠されているし、学問的にも法的にも真剣に取り扱われていない状態にあります。しかも一個人がこうやって犠牲を払って訴訟を起こさないといけない現状です。今日の勝訴判決を契機にしてより前進していくということ、これが非常に大事だと思えます。そして今日の判決で、読んでいて非常に気持ちが良かったのは、要するに通俗的な男性と女性性役割ということでは、性差別は合理化されない、だからセクシュアル・ハラスメントを女性を職場から追いつけず手段として使うことはもう許されない時代、今日で新しい幕開きが来たと思うんです。こういう判決を出された裁判官の方々に敬意を表したいと思います。そして重ねて、ここだけではなく世界中の人達が日本の女性はどうなっているのか、熱い関心を寄せて下さっていること、決して孤立してはいないというのをぜひ覚えていてほしいと思います。



## 近日刊行

### 職場の「男尊」が変わる

— 福岡セクシュアル・ハラスメント裁判 —  
出版：インパクト出版会 予価 2000円

裁判勝利までのドキュメントや、さまざまな資料を一挙公開。  
また、この裁判に関わった弁護士、大学教授、行政等さまざまな人達が、それぞれの立場から解説と分析を展開!



女性たちよ、  
もっとももっとも

積極的に！

角田 由紀子

### ▼「画期的な判決」

恐らく誰も信じてくれないと思うが、私は自分はシャイな人間だと確信している。その私なのに、今度ばかりは自分に関わったこの判決を「画期的な判決」と自画自賛してふれまわっている。四月一七日付ニューヨーク・タイムズが、この判決を報じる記事の見出しを「Landmark Harassment Case in Japan」としていたので、一層気をよくしてこの判決の意義を書いたり、しゃべったりしている。

八九年の春に、A子さんからはじめて電話で相談を受け、辻本さんとあれこれ意見交換をしつつ「これは裁判にできる」という思いを強くしていた時は、正直なところこういう内容の判決を手に行けるとは考えてはいなかった。加害者個人の責任が民法七〇九条の不法行為にあたることには、少しも疑いはなかった。個人責任は当然のこととして、それをこえて、どこまで使用者（会社及び管理職）の責任を引き出せるかが、この裁判のもう一つのポイントであった。

四月二十八日夜のN・H・Kの「ニュース21」がセクシュアル・ハラスメント

ト防止の使用者責任の問題を特集した。ようやくこの問題が市民権を得て、まともな話としてとりあげられはじめたと提訴した年の夏から秋にかけての報道ぶりを思い浮かべると、感慨深いものがある。

セクシュアル・ハラスメントは女性の性的自由の問題であり、働く権利の問題であり生存権の問題であり、女性の人間としての尊厳の問題であると、正論を並びたてての提訴であった。三年前には世間にはとまどいやら「こんなことに目くらまら立てる女」に対する嘲笑やら、からかいやらの方が多かった。しかし判決の「正論」には異をとねえる人はあまりいないようだ。

### ▼「さらに次の一歩を」

私たちの主張した事実があったと認定されれば、それでも女はその屈辱に耐えて勤けという「理屈」はあり得ないと裁判を進めて行く過程で何回も考えた。憲法の人権保障規定は女には適用されないとも言わない限り、敗訴判決は書けないのではと、思ってみたりもした。

判決を読み返すたびに私は胸が熱くなる日本中の働く女性、かつて働いていた女性たちに、この中で示された女性の権利に対する判断が、どんなにか喜んで迎えられるだろうか。「本当にそうよ。この通りよ。」という声が聞こえてくるようだ。

この判決が日本と世界の女性たちの連帯の力によってもたらされたことが、私にはとても嬉しい。裁判を始めるにあたって、私は主としてアメリカの判例から学んだ。それは彼女たちの闘いの賜物だ。林先生の論文や鑑定書によってさらに、多くの国々での人権のための闘いの成果に接することができた。一度も会ったこともないカナダやニュージーランドでセクシュアル・ハラスメントと闘った女性たちだが、私にはとても親しい存在のように思えてならない。

この裁判はどうしても勝ちたい裁判だった。提訴してから、よく「勝つと思いたいか」と聞かれた。私はいつも「勝ちたい」と答えた。「勝ちたい」と答えるとき、それは願望というよりも決意表明であった。勝つためにはどうするか。裁判官が逃げない議論をすることだと思った。法は論理の世界だから、ゆるがぬ論理を構築することだ。

今まで女は論理に弱いと言われ続けてきたが、この裁判ではこの俗説に根拠がないことも証明された。抑圧され、奪われ続けてきた女性の人権の歴史にそろそろピリオドを打ちたい。

そのためにはこの裁判のように、理不尽なことにはきちんと異を唱え、権利を主張することが実を結ぶことに、私たちはもっとも自信を持ってよい。この判決に私自身も大いに元気づけられた。さあ、又がんばろう。